

中小企業者に対する発注拡大の方針

令和5年7月
群馬県

庁内関係部局等は、平成23年6月10日付けで制定した群馬県中小企業憲章の趣旨を踏まえ、地域社会において大きな役割を担う中小企業・小規模事業者の持続的発展が図られるよう、中小企業・小規模事業者向け県平均発注率の年度目標を90.0%（金額ベース）に設定するとともに、以下の措置を講ずることにより、全庁を挙げて中小企業・小規模事業者への発注に取り組む。併せて、中小企業・小規模事業者が受注できる分野の確保・拡大のため、県内企業への優先発注及び地元産品の優先使用に努める。

なお、本方針中「中小企業・小規模事業者」とは、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条で定義する中小企業者をいう。また、中小企業基本法第3条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意する。

1 中小企業・小規模事業者への説明の徹底

物件等の発注にあたっては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格及び納入条件等、企業が必要とする情報について、漏れなく、具体的に仕様書等に明記することにより、十分説明に努める。

2 適正な納期・工期・納入条件等の設定（「働き方改革」に対応する取組）

物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組に留意しつつ、予算の繰越しや早期の発注等により、発注や納入時期の平準化や弾力化を図り、適正な納期・工期を設定する。

また、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努める。

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

（1）事業継続が認められる中小企業・小規模事業者への配慮

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努める。

（2）中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができること認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意する。

4 適切な予定価格の作成及び契約金額の見直し等への対応

物件等の発注にあたっては、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成する。

競争入札においては、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

また、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を見直す必要があるか否かについて検討し、適切に対応する。

5 被災地域等における中小企業・小規模事業者への配慮

自然災害等により被災するなど、地域の中小企業・小規模事業者に対して配慮する必要性が生じた場合、物件等の発注にあたっては、適切な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払、地域中小企業の適切な評価及び適切な予定価格の作成等に努める。

6 新規中小企業者（スタートアップ（新規創業）を含む）への配慮

物件等の発注にあたっては、契約の履行の確保に支障がない限り、入札等で過去の実績を過度に求めないよう配慮する。また、少額の随意契約では、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積もり先に含めるよう努める。

オープンカウンター方式により契約の見積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップが含まれ得る新規中小企業者を更に増やすため、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

7 その他の措置

上記のほか、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を参考に、本県の実情に即した対応を図る。